

国際研究交流の実施に関する内規

会則2条の国際研究交流の実施に関する内規を定める。

1. 担当理事の任命

日本計算機統計学会の事業として国際研究集会の主催ならびに共催するときは、その研究集会の目的・方針・運営の概要を紹介し、研究集会毎に担当する国際交流理事を指名する。ただし、原則として任期はその研究集会が開催される年度の終わりまでとする。

2. 運営

国際交流理事は、必要に応じて組織委員、プログラム編成委員などを若干名推薦し、評議員会の承認を得る。

3. 会計

国際研究集会は独立採算で行い、学会から20万円を限度に運営費の補助を行うことができる。

付則

1. 実施期日 1996年11月29日
2. この内規の改正は、評議員会で行う

[戻る](#)